

属性以外の提供を受ける者の希望に応えるか？また、応える場合、どこまで応えるか？

(第2子や第3子も同じ提供者から提供してほしい等)

提供された精子・卵子・胚を使用して第1子が生まれたのち、提供された精子・卵子・胚の残りを第2子のために使用することについては、

(案1) 可能な限り認める。ただし、精子・卵子・胚を提供する際に、当該提供により、第1子だけでなく第2子も生まれる可能性があることについて、提供する人に対し、インフォームド・コンセントを取っておく。

(案2) 認めない。

~~精子・卵子・胚の提供を行った結果、子どもが生まれたかどうかについては、提供者の希望がない限り知らせないこと。~~

### (3) 提供された精子・卵子・胚の保存について

( ) ~~その他の条件について~~ 提供された精子・卵子・胚の保存について  
提供者の死亡が確認されたときには、提供されたした精子・卵子・胚は  
廃棄されること。

(要検討事項)

胚提供を行った夫婦(カップル)のうち、一方が死亡した場合は提供された胚は廃棄されることとするか？

提供されたした精子・卵子の保存期間は2年間とするであること。

提供されたした胚及び、提供を受ける夫婦の精子・卵子と提供されたした精子・卵子とを受精させて得られた胚は、ともに保存期間をが10年間とするであること。

保存期間を超過した場合の取り扱いについて(提供者に返却する、廃棄する等。)

### (4) その他について

( ) 提供者に発生した副作用等に対する補償について

~~提供者に対して行った検査・医療行為の過程において、副作用等の問題が発生した時の責任の所在、具体的な補償について。~~

~~提供を受ける者に対する検査・治療の過程において、副作用等の問題が発生したときの責任の所在、具体的な補償について。~~

提供者への医学的検査・医療行為に伴って発生した副作用、合併症等に対する補償について(P)

( ) 提供者の権利について

提供者は、提供を受ける者や提供により生まれる子を同定できないこと。

提供者に知らせるのは、感染症の検査の結果や採取された精子・卵子・胚の成熟度や数、もしくは提供可能な当該数等の事項等に限られ、精子・卵子の提供によって受精卵が得られたかどうか等の事項は一切提供者に知らされないこと。

~~また、提供により提供を受けた者が妊娠・出産に成功したかどうかは、提供者の希望がない限り知らせないこと。~~

また、提供者が希望すれば、妊娠・出産に成功したかどうかを提供者に知ることができること

提供者は、提供に関する同意の撤回ができる以外には、提供したものやその結果生まれた子に対して何ら権利を有さず、義務を負わないこと。

### 3. 提供により生まれた子について

#### (1) 親子関係の確定について

出生する子の法的地位について

( 法務省法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会で検討中 )

#### (2) 提供により生まれた子の出自を知る権利について

提供した精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が当該出自を知る権利を行使することができるためには、親が子に対して当該子が提供により生まれた子であることを告知することが重要であるとされていること。

当該精子・卵子・胚を提供した人は、当該その者の個人情報が開示される前であれば開示することを承認する自己の個人情報の範囲を変更できること。( P )

提供されたした精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、成人後 ( P ) その子に係る精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうちについて、~~当該精子・卵子・胚を提供した人を特定することができないものについて、~~当該精子・卵子・胚を提供した人がその子に開示することを承認した範囲内で知ることができること。( P )

( 検討課題 1 第 1 0 次改訂後資料 P 2 2 )

( 要検討事項 )

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利として、生まれた子が知ることができる提供者の個人情報の範囲をどのように設定するか？